

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第93回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和2年8月26日(水) 午後1時52分から午後3時23分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	坪田都市建設部長 横山都市計画課長、山田係長、中山主査、竹村主任 矢花建築住宅課長、高山開発調整係長
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和2年8月27日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
 - ・第92回土地利用審議会議事録について
- (4) 審議案件
- (5) そ の 他
- (6) 閉 会

2 審議概要

- (1) 報告事項
 - ・第92回土地利用審議会議事録について
 - 誤り等のないことを確認した。
- (2) 審議案件
 - ・審議案件(1)について
 - 資料説明(事務局)
 - 写真を見ると荒廃農地に見えるが、現在土地の状況はどうなっているのか。例えば、高齢で耕作ができないのか、それとも遠くに住んでいて、太陽光発電をやらざるを得ないのか。その状況説明をお願いしたい。
 - 設置場所が住宅地の中にあるが、反対意見がないということで不思議に思う。住民から意見が出なかったのか確認したい。
 - 現況について、いつから耕作していないのかは確認していないので分からないが、ただ管理はしていた。周辺住民から除草の要望があり、設置業者に除草作業の依頼されていた経過がある。
 - 説明会時に災害対策や雑草の管理等の質問はあったが、説明会の中でも事業者が対応すると回答している。その後、開発事業者は周辺住民に対し戸別訪問を行い、説明会で出た質問や要望に対して説明を行った。十分説明を尽くしたと判断している。

- 土地所有者は開発業者なのか。
土地所有者は耕作や管理ができないのか。
- 土地所有者は全く異なる。開発事業者と関係はない。
管理が出来ないため、土地活用を検討され、太陽光発電を計画されたと思われる。
- 了解した。
- 土地所有の名義はどうなっているのか。
特定開発認定指針にある「周辺住民の理解を得られている」ということで解釈してよろしいか。
- 土地を借りることになっている。所有権の移転予定はない。
提案から申請までに時間がかかったのも地域の方に戸別に訪問していた。住民の理解を得られていると判断している。また申請までの間に地元の区長さんも替わっているが、新しい区長さんにも事業の説明をされたことで確認がとれている。
- 了解した。
- 太陽光発電で主に懸念されることはパネルの反射、パワーコンディションの騒音だと思うが、事業者は住民に細かく説明したのかが気になる。
敷地の配置について、公図を見て思ったが、細い道1本しかないが、搬入はできるのか。
周りが住宅に囲まれているが、植栽は北側だけで十分なのか。
太陽光パネルの下は草地にするのか、あるいは防草シートにするのか。
- 説明会の中で電磁波が気になるとの指摘があったので、電磁波についての資料を提供し、問題がない旨を説明している。騒音について、若干音は出るが、説明会時にも言及されており、最大30デシベルということで近隣の方に影響が及ばないようになるべく離れた場所に設置するという事も説明している。また、風向きについても説明しており、シミュレーションした結果、問題がないと説明している。
搬入路について、土地利用基本図を見ていただきたい。市道認定していない斜めの公衆道路がある。搬入時はこちらに鉄板を敷いて搬入を行う。説明会時にも周辺に配慮しながら搬入を行うことを説明している。事業者からは中まで車は入れないが、工事は支障がないと回答している。
緑化について、説明会でもあったが、北側宅地に配慮して樹木も設置する。東側の植栽については、計画地との間に水路があり、フェンスのみの設置で、ある程度住宅との距離が保たれているため、植栽は検討しなかった。
太陽光パネルの下部については、アスファルト舗装は検討していない。除草対策については防草シートで対応する。
- 了解した。
- 地目は田になっているが、何種なのか。
- 2種農地であるため、農地転用の見込みはある。
- 計画地の周りは全てフェンスを設置するのか。
- そのとおり。

○ 防草シートについて、計画図を見ると北側にパネルを設置しないスペースがあるが、ここにも防草シートを設置するのか。防草シートだと見栄えが悪くなる気がする。
また、隣が大糸線であるが、JRとの確認はとれているのか。

→ 除草について、防草シートで対応する。また、被覆作物のクローバー等も検討されている。

JRとの協議の中で線路から2mの保安距離をとることで確認がとれている。説明会時に線路が近いと、運転士に影響がないかという質問が出た。太陽光パネルの反射によって、運転士に影響は出ないと回答している。JRと事前協議されているものだと判断している。

○ 了解した。

○ 以前も同じような質問をしているが、パネルの傾斜角は20°が多かったが、今回は15°になっている。理由を教えてください。

→ 憶測にはなるが、反射と最大発電効率を考慮し、傾斜角15°と決めたとと思われる。

○ 了解した。

○ 他に何かあるか。よろしいか。

他に意見等がなければまとめさせていただく。各委員から出た意見と合意内容を踏まえ、設置後も点検、検証し、適正な運用がされているか確認を行うということで前に進めるということよろしいか。

○ よい。

・審議案件（2）について
資料説明（事務局）

○ 計画地の北側に用悪水路がある。雨が降ったときに増水し水路が決壊する場所が増えている。この計画は水路の際まで設置することになっているが、大丈夫なのか。

→ 土地利用計画図を見ていただきたい。計画地は土手になっており、少し高くなっている。

○ この水路の流れは多いのか。

→ 通常の流れは多いと思う。

○ 浸水して壊れれば設置業者の責任になるが、そこが少し心配である。

→ この場所については、土砂災害警戒区域に入っていないことは確認している。絶対大丈夫だとは言えないが。

○ 了解した。

○ この水路は農業用水路で周りにフェンスを設置すると思うが、この地域は土地改良区が管理している。そこの協議した経過はあるのか。

→ 土地改良区との協議の確認はとれていない。今後A1手続きになるので、その中で事業者の確認はできる。

○ 周りにフェンスを設置するという事なので、是非土地改良区と協議をしていただきたい。

→ 了解した。

○ 地主との権利関係について教えていただきたい。
特定開発認定指針にある「周辺住民の理解を得られている」ということで解釈してよろしいか。

→ この計画地を取得することになっている。
説明会で太陽光発電施設を設置することにつき、反対意見は出なかったため、周辺住民から理解が得られていると判断している。

○ 了解した。

○ 下に防草シートを設置するのか。
年間の維持管理の計画はあるのか。

→ 舗装する計画と防草シートを設置する計画はない。設置者もしくは管理者によって月に1回巡回をする。また、年2回以上の除草を計画していると説明会で説明している。

○ 了解した。

○ 景観について、住宅から離れているとはいえ、周りが田んぼなので、丸見えだと思う。
南側に植栽をしたほうがいい。

→ 了解した。

○ 他に何かあるか。よろしいか。
他に意見等がなければまとめさせていただく。委員さんから出た意見を踏まえ、特に土地改良区との協議を行い、進めるということによろしいか。

○ よい。

・審議案件（3）について
資料説明（事務局）

○ 計画地の西側は宅地となっているが、現状道路として使用しているのか。ここも青地になっているが、ここも一緒に農振除外するのか。

→ 西側について実家の進入路になっている。今回はここも併せて農振除外することになっている。土地利用条例上、既存の宅地となっている。

○ 実質三辺接続ということか。

→ そうであるが、青地だったため三辺接続になっていないので、特定開発の扱いとなった。

○ 了解した。

○ 他に何かあるか。よろしいか。
他に意見等がなければまとめさせていただく。前に進めるということによろしいか。

○ よい。

・審議案件（４）について
資料説明（事務局）

○ この計画は砂防指定線にかかっているか。かかっているなら砂防事務所に行方申請をしなければいけないが、手続きは行っているのか。

→ 砂防指定線に入るが、砂防事務所と事前協議をしたかどうかまでは確認していない。

○ 事業者と住民は平行線の状態になっている。
特定開発の指針の中に周辺住民から理解を得られていること。となっている。現状、周辺住民が理解していると判断できないので、我々としては反対するしかないと思うが。他の委員さんの意見はいかがか。

○ 周辺住民はほとんど反対している。理解が得られていると言い難い。

○ 事業をするには周辺住民の理解が得られるように努力していただくしかないと思う。

○ 私もこれだけ反対がある中で、開発して良いとは言い難い。

○ 近隣住民はどこまでの範囲を指しているのか。町会の数はどのくらいか。

→ 町会の数までは確認していない。

○ 説明会の範囲はどこまでなのか。

→ 説明会は半径30m以内の近隣住民に行っている。

○ 開発予定地の北側も入るのか。

→ 説明会は近隣集落内で回覧している。また半径30m以内の住民に直接連絡していただくことになっている。

○ 隣接する方の中で計画地の西側の方以外は皆さん反対しているということか。

→ そうである。

○ 他に何かあるか。よろしいか。
他に意見等がなければまとめさせていただく。現状周辺住民から理解が得られていないと思われるので、開発を進めるならば、引き続き周辺住民の理解が得られるように努力していただきたい。ということによろしいか。

- よい。
- 話が戻ってしまうが、ここは砂防区域になるのか。
- 砂防指定地の中に計画されている。砂防事務所の許可を得ないといけない。
- 事業者も砂防地域に入っていることは承知していると思うが、協議したかどうかまでは把握していない。
- 了解した。

(5) その他

- ・ 次回日程調整 (事務局)

以上